

西宮市営住宅等入居承継承認要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市営住宅条例（平成8年西宮市条例第44号。以下「条例」という。）第19条並びに西宮市営住宅条例施行規則（平成9年西宮市規則第1号。以下「規則」という。）第17条及び第18条による入居承継の承認について、必要な事項を定める。ただし、改良住宅及び規則第6条に規定するコミュニティ住宅の入居承継の承認については、西宮市営改良住宅等入居承継承認要綱を別に定める。

(承認基準)

第2条 市長は、名義人が死亡又は退去した場合（以下「承継事由」という。）、次の各号に定めるところにより、その同居承認者に入居承継の承認をすることができる。ただし、承継事由発生時点で未成年の者並びに、西宮市営住宅同居承認要綱第2条第1号に規定する一時同居又は第2号に規定する介護同居として同居を承認した者に対しては、承認しないものとする。

(1) 名義人死亡によるときは、明記しない限り承継の申請時点で次に掲げる条件にすべて該当すること。

ア 承継事由発生時点で、同居を承認された日から1年を経過していること（現住宅に入居した当初からの同居承認者である場合を除く。）。ただし、条例第9条第1項に規定するコミュニティ住宅及び条例第10条に規定する従前居住者用住宅にあつては、この限りではない。

イ 当該承認後の名義人及び同居承認者にかかる収入が公営住宅法施行令第9条第1項に規定する額（高額所得者相当）以下であること。ただし、普通市営住宅（コミュニティ住宅及び従前居住者用住宅のうち条例第10条の2に規定する普通市営住宅とみなす住宅を含む。）以外の市営住宅にあつては、この限りではない。

ウ 名義人及び入居承継しようとする同居承認者が、公営住宅法第32条第1項第1号から第5号のいずれにも該当していないこと。

(2) 名義人退去により入居承継を行うときは、前号に掲げるすべての条件に加えて、名義人に次のいずれかの退去すべきやむを得ない事情があり、かつ入居承継しようとする同居承認者が共に退去できない理由があること。

ア 名義人の離婚（住民票上の内縁関係の解消並びに西宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明制度及び兵庫県パートナーシップ制度に基づくパートナーシップの解消を含む。）によるとき。

イ 名義人が失踪し、1年以上行方が不明（捜索願受理証明の提出を条件とする。）であるとき。

ウ 名義人が長期入院・入所により退院・退所の見込みがないとき。

エ 名義人の婚姻（住民票上の内縁関係並びに西宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明制度及び兵庫県パートナーシップ制度に基づくパートナーシップの宣誓を含む。）によるとき。

オ 名義人が遠隔地へ転居し、復帰の見込みがないとき。

カ 過密居住によるとき。

2 市長は、第1項第2号の規定にかかわらず、住宅管理上支障がないと認める場合に限り、同項第1号に掲げるすべての条件を備えれば、住宅手当の受給等を目的として住宅の主たる生計者である同居承認者に入居承継の承認をすることができる。

（手続き）

第3条 入居承継の承認を得ようとする者は、規則第17条に規定する市営住宅入居承継申請書に必要書類を添付しなければならない。

（兵庫県住宅供給公社住宅）

第4条 兵庫県住宅供給公社住宅における入居承継の承認については、本要綱に定める特別賃貸住宅に準じる扱いとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるほか必要な事項は、住宅部長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年12月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。